

平成22年度学生納付特例申請受付開始!

20歳以上の学生で国民年金保険料の納付が困難な場合は、「学生納付特例制度」の申請をしましょう。承認を受けると承認された期間の保険料の納付が猶予されます。

※学生本人の前年所得が118万円以下の方が対象となります。

※承認期間は4月（または20歳到達月）から翌年3月まで。

※申請手続きは毎年必要です。

申請方法は窓口申請とハガキ形式の申請の二通りあります。

【窓口での申請に必要なもの】

- ・平成22年度有効の学生証（コピー可）または在学証明書
- ・認印
- ・年金手帳
- ・前年に退職されて学生になられた方は、雇用保険被保険者離職者票等

【ハガキ形式で申請する場合】

前年度に学生納付特例申請が承認された方で、翌年度以降も引き続き在学予定の方には（日本年金機構が把握している方に限る）、ハガキ形式の申請書が3月下旬に送付されます。申請者記入欄へ必要事項を記入し返送することで、窓口に向かないで、学生納付特例の申請ができます。学生証などの添付は不要です。

※在学する学校が変わったときや、**ハガキが送付されなかった場合は**、市役所年金係窓口で申請を行ってください。また、ハガキはできるだけ4月中に返送してください。

☆学生でなくなったとき

卒業・退学により学生でなくなった方で、引き続き4月以降の国民年金保険料の納付が困難な場合は、「保険料免除制度」や「若年者納付猶予制度」があります。年金係窓口へご相談ください。

☆なぜ、学生納付特例？

学生の期間中に、万一の事故や病気で障害が残ったとき、一定の要件を満たしていれば「障害年金」が受けられます。未納にしておくとならぬ時に「障害年金」が受けられなくなります。

☆追納

学生納付特例の承認を受けた期間は将来受け取る年金額への反映がありません。年金額を満額にするためには、卒業後に早めの追納をしましょう。

※**経済的に余裕がある場合は、保険料を納めた方がおトクです!**

保険料の後払い（追納）は、保険料が高くなることはあっても、安くすることはありません。

（免除を受けた期間の翌年度から、3年度目以降に追納する場合には加算額が上乘せされるため）

国民年金保険料

平成22年4月からの国民年金保険料は、月額15,100円です。

口座振替の早割制度を利用して納付すると一か月あたり50円の割引になりお得です。



平成22年度の
老齢基礎年金受給額は
満額で792,100円です。
(40年間納付した場合)

詳細については、市役所年金係または年金事務所にお問い合わせください。

◎市役所年金係

☎ 973・5498

◎コザ年金事務所 国民年金課

☎ 933・3437

☎ 933・3438

平成22年度の申請は4月10日受付開始です。



本人だけの所得の審査で学生納付特例の申請ができません。